

水道に関するお知らせ

水質検査について

幌延町では、安心・安全な水道水を提供するために、毎月、水道水の水質検査を行っています。検査結果は良好で、検査結果の詳細については、経済課管理グループのカウンターで自由に閲覧できるようになっています。

また、水道水の汚れを防止するために、水道管内の掃除や水道管の更新を計画的に行っています。その際には、断水になることもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

水道の届出等について

水道について、こんなときには必ず事前に届け出をお願いします。

- ・水道の使用を始めようとするとき
- ・長期間使用しないとき
- ・水道の使用をやめるとき
- ・転居をするとき
- ・使用者が変わったとき（死亡などにより名義人が変わった場合も含む）
- ・用途（一般家庭用・官公署団体用・営業用など）が変わったとき

検針について

幌延町では、水道メーターの検針を委託しています。毎月1日から5日くらいの間に検針を行いますのでご協力をお願いします。

幌延簡易水道～検針員 佐々木理佳さん

問寒別簡易水道～検針員 和田克法さん

水道料金のお支払いについて

水道料金の支払い忘れ等が多くあります。

毎月お支払いいただく水道使用料は、支払い忘れの防止のためにも、便利な口座振替をご利用ください。手続きは金融機関（稚内信金幌延支店・幌延町農協・郵便局）で簡単に申し込みができます。

平成26年度自動車税の納税のお知らせ

自動車税の納期限は6月2日（月）です。

納期限までに納めましょう。

自動車税の納期内納税は、北海道が取り組んでいる様々な施策を進めるうえで欠かせないものです。

納期内納税にご理解いただき、納期限までに納税をお願いします。

**<参考>平成25年度自動車税納期内納税率
北海道 70.75%**

- 納期限までに納税をしないと年9.2%（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は年2.9%）の割合で延滞金がかかります。
- 自動車税は次の場所で納税することができます。
 - ・道内の金融機関、郵便局
 - ・お近くの総合振興局（振興局）又は道税事務所
 - ・コンビニエンスストア（サークルKサンクス、スーパー、セイコーマート、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン）

【問い合わせ先】

北海道宗谷総合振興局 地域政策部 税務課納税係
〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27
電話：0162-33-2520（直通）

憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や司法の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

全国各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を積極的に行っていますので、是非ご参加いただき、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

各種行事については、裁判所ウェブサイトをご覧ください。どうか、最寄りの裁判所の総務課にお問い合わせください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。

裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内をはじめとする各種情報については、裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）で、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト（<http://www.saibanin.courts.go.jp/>）で、それぞれ紹介していますので、是非、アクセスしてみてください。

児童福祉週間

そのいっぽ みらいにつづく ゆめのみち

児童福祉週間 5月5日～11日

子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を作っていくことが重要です。

こうした社会づくりを大人任せにするのではなく、どのような社会が理想なのか、子どもたちの一人一人がそれぞれの意思で新しい未来をきづいて行こうとする取り組みを進めていくこと、そして、それを応援する環境を整備していくことも求められています。

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」としています。

皆さんの身近な地域で子育てを支援します

「児童委員・主任児童委員」

児童委員・主任児童委員は、皆さんの身近な地域の中で、子どもや子育てをしている家庭への支援活動を行う地域のボランティアです。

主任児童委員は、民生委員の中から、厚生労働大臣の指名を受け、子どもに関することを専門に担当する人で、子どもの虐待や非行、いじめ、不登校などの問題が深刻化するなか、市区町村や福祉事務所、児童相談所、保健所、学校などの関係機関と連絡を密にし、区域を担当する民生委員との連絡調整を行いながら活動しています。

◆幌延町主任児童委員

濱下 恭子 電話 5-1774

森崎 登代子 電話 6-5317

その他、子ども全般の相談は

児童相談窓口 役場町民課保健福祉グループ（電話5-1115 又は 告知端末5-8815）

へ気軽にご相談ください。

※相談内容によっては、関係（専門）機関へ引き継ぎします。